



平成 29 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ノムラシステムコーポレーション
代表者名 代 表 取 締 役 野 村 芳 光
(コード番号：3940 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 関口 由実
(TEL. 03-6277-0133)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 32 回定時株主総会に、定款の一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ① 平成 27 年 9 月 30 日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第 2 条（目的）を一部追加するものであります。
- ② 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。
- ③ 上記の条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～8. (条文省略)	1. ～8. (現行どおり)
(新設)	9. <u>労働者派遣事業</u>
9. ～12. (条文省略)	10. ～13. (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u> (削除)
(3) <u>監査役会</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(4) <u>会計監査人</u>	
第 5 条～第 18 条 (条文省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会) <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>2. 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続き) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査委員会の決議) <u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 29 年 3 月 28 日 (火曜日)

定款変更の効力発生予定日

平成 29 年 3 月 28 日 (火曜日)

以 上